

週休2日制度を活用する工事に係る事務取扱要領（案）

1 目的

建設業界では若手や女性技術者を中心とする将来の担い手確保が重要な課題となっており、工事現場における労働環境の改善が求められている。より多くの建設会社が必要性を認識し、休日を拡大する雰囲気醸成していくことが重要となる。本制度では、現場閉所の達成状況に応じた、工事成績の評定等を行うことで、段階的に無理なく週休2日を導入することを目指す。

2 対象工事

基本的に、土木部所管の全ての土木工事を対象とする。

＜対象外工事＞

- ①「県土整備部土木請負工事成績評定の実施要領」において工事成績評定の対象外となる総価契約単価取決方式による工事、点検・清掃・除草等の作業、災害に伴う緊急工事及び応急工事。
 - ②「公共建築工事積算基準」を用いる建築工事、設備工事。
 - ③現地作業が1週間に満たない工事
- ※災害復旧工事や終日通行規制工事などで、特に早期復旧、早期開通を必要とする工事は、本制度の対象から外することができる。

3 実施方法

- ・入札段階（入札公告、特記仕様書）で、週休2日制度の対象であることを明記する。（別紙1参照）
- ・受注者は契約後、現場稼働中の工期〔工事着手（現場測量等）前、一時中止期間、工場製作期間、工事完了後等の期間を除く〕の全ての土曜・日曜を現場閉所（以下「現場閉所」という。）する、週休2日を反映した施工計画書を提出する。但し、現場の特性により現場閉所が困難な場合は、可能な範囲で現場閉所を考慮した施工計画書を提出する。
- ・発注者は適切な工期設定を行うとともに、受注者の工程管理に支障をきたさないように、ワンデーレスポンスに努める。
- ・受注者は下請け企業に対し、週休2日の取組みにあたり、必要な事項について協力を求める。

4 工事成績評定

現場閉所の達成状況に応じて評価する。（考査項目別運用表：総括監督員の工程管理欄にて評価）

《現場閉所の達成状況》

現場閉所日数（平日振替日*を含む）を現場稼働中の土曜・日曜の全日数で除し、少数点以下を四捨五入する。

※悪天候や作業工程等の理由により、平日が現場閉所となり、土曜や日曜に作業を行った場合は、1ヶ月あたり2日を上限として、土曜・日曜の現場閉所日を平日に振り替えることを可能とする。

5 労務費等の補正

当初予定価格に4週8休以上を達成した場合の補正係数を諸経費体系別に乗じるものとする。

なお、現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たないものは、請負代金額のうち補正分を現場閉所の達成状況に応じて減額変更する。

経費等の補正については、「週休2日制の経費補正における積算要領」により計上する。

(別紙3参照)※

※要領は適宜改定されるため、適用にあたっては、常に最新のものを参照すること

6 確認方法等

- ・工事現場の現場閉所は受注者から提出のある工事履行報告書により確認する。(別紙4参照)
- ・土曜や日曜に現場作業をしていなければ、現場閉所としてカウントする。
- ・悪天候や作業工程等の理由により、平日が現場閉所となり、土曜や日曜に作業を行った場合は、1ヶ月あたり2日を上限として、土曜や日曜の現場閉所日を平日に振り替えることを可能とする。
- ・受注者の作業員や下請け企業が現場閉所日に他の現場に従事することを制限しない。
(日給の作業員の月収が減少する問題があるため。)
- ・現場代理人等(監理技術者、主任技術者、監理技術者補佐)が現場閉所日に書類作成等の内業、他の現場に従事することを制限しない。但し、専任の者である場合、他の現場に従事しないこと。

7 工事看板

週休2日制度対象工事の受注者は、週休2日制度対象工事であることを、工事看板に明記すること(別紙2参照)

附 則

この要領は、平成29年 4月 1日から適用する

平成30年 4月 1日一部改定

平成30年10月 1日一部改定

令和 2年 7月 1日一部改定

令和 3年 4月 1日一部改定

令和 5年10月 1日一部改定

(1) 入札公告における記載例

本工事は、原則週休2日（土曜・日曜）を確実に取得できるよう工事を実施する「週休2日制度」の対象工事である。

(2) 特記仕様書の記載例

第〇条 本工事は、原則週休2日（土曜・日曜）を確実に取得できるよう工事を実施する「週休2日制度」の対象工事であり、その旨を工事看板に明記すること。（受注者は契約後、施工計画書を提出する。）建設業へ入職しやすい環境整備のため、週休2日が確実に確保できるよう受発注者間で工程を調整し、施工計画を作成するなどの取り組みを行う。

2 天候や地域住民対応等で土曜・日曜の施工が必要となった場合は、監督員と協議のうえ、振替休日を取得する等、週休2日に努めること。（但し、工事成績評定の加点等については、土曜・日曜の現場閉所に限定して評価するが、1ヶ月あたり2日を上限として、土曜・日曜の現場閉所日を平日に振り替えることを可能とする。）

3 現場稼働中の工期〔工事着手（現場測量等）前、一時中止期間、工場製作期間、工事完了後等の期間を除く〕の原則土曜・日曜の現場閉所（以下「現場閉所」という。）の達成状況（平日振替日※を含む）に応じて工事成績の評価を行う。

4 現場閉所の確認のため、受注者は工事履行報告書を提出すること。

5 労務費等の補正については、当初予定価格に4週8休以上を達成した場合の補正係数を各経費に乗じている。なお、現場閉所の達成状況が4週8休に満たないものは、現場閉所の達成状況に応じて請負代金額のうち補正分を、減額変更する。

6 土曜・日曜の休日に受注者の作業員や下請け企業が他の現場で作業に従事することを制限しない。同様に現場代理人等（監理技術者、主任技術者、監理技術者補佐）が休日に書類作成等の内業や他の現場に従事することを制限しない。但し、専任の者である場合、他の現場に従事しないこと。

《現場閉所の達成状況》

現場閉所日数（平日振替日※を含む）を現場稼働中の土曜・日曜の全日数で除し、少数点以下を四捨五入する。

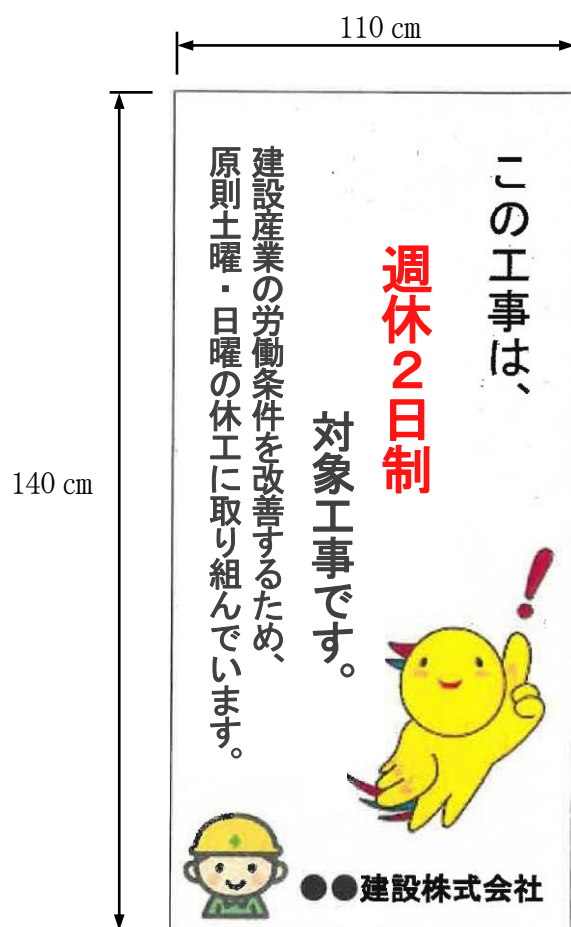
※悪天候や作業工程等の理由により、平日が現場閉所となり、土曜や日曜に作業を行った場合は、1ヶ月あたり2日を上限として、土曜・日曜の現場閉所日を平日に振り替えることを可能とする。

＜労務費、機械経費、共通仮設費率、現場管理費率の補正＞

（例）一般公共（港湾工事4工種除く）の場合

補正係数	土日現場閉所の達成状況		
	4週8休以上 (100%)	4週7休以上 4週8休未満 (87.5～100%)	4週6休以上 4週7休未満 (75～87.5%)
労務費	※「週休2日制の経費補正における積算要領」に基づき、該当工種の補正係数を記載する。		
機械経費（賃料）			
共通仮設費率			
現場管理費率			

<週休2日制度対象工事であることを明記する工事看板例>



週休2日制（土日現場閉所）の経費補正における積算要領

1 適用範囲

土木部所管の土木請負工事で、諸経費体系が一般公共※、機械設備、下水道機械設備、電気設備、下水道電気設備を対象とする。

※一般公共の工種区分は河川、河川・道路構造物、海岸、道路改良、PC橋、舗装、砂防・地すべり等、鋼橋架設、公園、電線共同溝、道路維持、河川維持、トンネル、下水道・共同溝等、コンクリートダム、フィルダム、砂防堰堤、港湾浚渫、港湾構造物、港湾海岸、港湾防舷材・電気防食、橋梁保全

2 経費の補正

経費の補正については、週休2日制（土日現場閉所）の達成状況に応じ、一般公共（港湾工事4工種※除く）、一般公共（港湾工事4工種※）、機械設備、下水道機械設備、電気設備、下水道電気設備の別により下記のとおり計上する。

※港湾工事4工種は港湾浚渫、港湾構造物、港湾海岸、港湾防舷材・電気防食をいう。

2. 1 補正の対象

2. 1. 1 一般公共（港湾工事4工種除く）

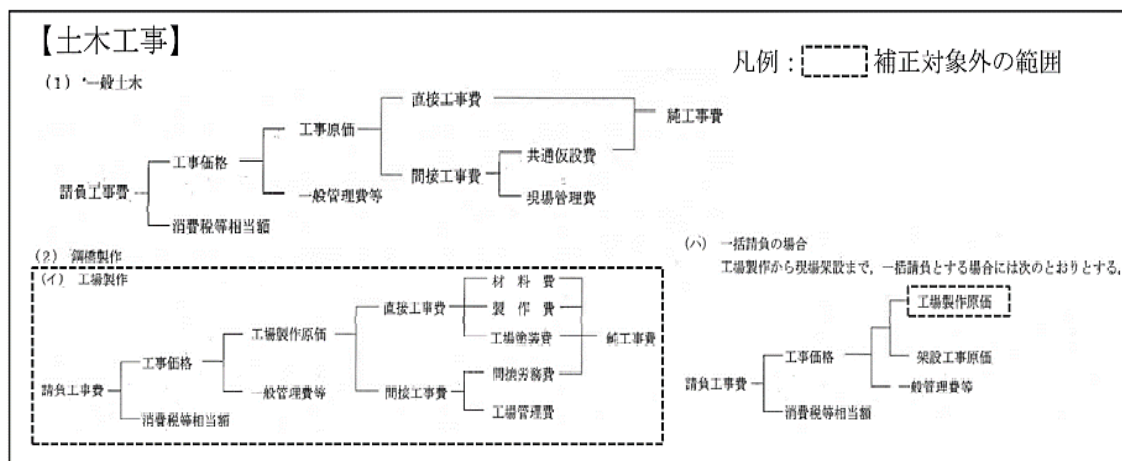
補正は労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費率、現場管理費率を対象とする。なお、施工パッケージ、土木工事標準単価については下記により補正を行う。

施工パッケージ：積算地区単価における労務費、機械経費（賃料）、土木工事標準単価について補正

土木工事標準単価：建設物調査会が発刊する「土木コスト情報」及び経済調査会が発刊する「土木施工単価」に掲載の各達成状況に応じた単価を適用

ただし、下記については補正の対象外とする。

- ① 労務費：工場製作、測量設計委託業務に関する労務費は労務費補正の対象外
- ② 見積施工単価：労務費、機械経費が区分できない場合は労務費、機械経費（賃料）補正の対象外
- ③ 工事製作等に係る範囲（下図参照）については全ての補正の対象外



2. 1. 2 一般公共（港湾工事4工種）

補正は労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費率、現場管理費率を対象とする。なお、施工パッケージ、土木工事標準単価については下記により補正を行う。

施工パッケージ：積算地区単価における労務費、機械経費（賃料）、土木工事標準単価について補正
土木工事標準単価：建設物価調査会が発刊する「土木コスト情報」及び経済調査会が発刊する「土木施工単価」に掲載の各達成状況に応じた単価を適用

ただし、下記については補正の対象外とする。

- ① 労務費：工場製作、測量設計委託業務に関する労務費は労務費補正の対象外
- ② 見積施工単価：労務費、機械経費が区分できない場合は労務費、機械経費（賃料）補正の対象外
- ③ 工場製作等に係る範囲についての労務費は労務費補正の対象外

2. 1. 3 機械設備・下水道機械設備

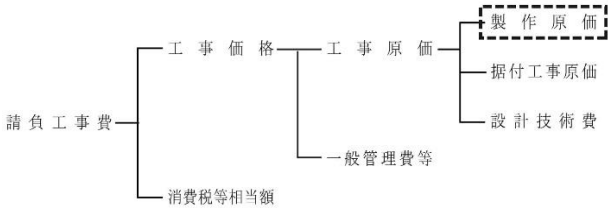
補正は労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費率、現場管理費率を対象とする。なお、施工パッケージ、土木工事標準単価については下記により補正を行う。

施工パッケージ：積算地区単価における労務費、機械経費（賃料）、土木工事標準単価について補正
土木工事標準単価：建設物価調査会が発刊する「土木コスト情報」及び経済調査

ただし、下記については補正の対象外とする。

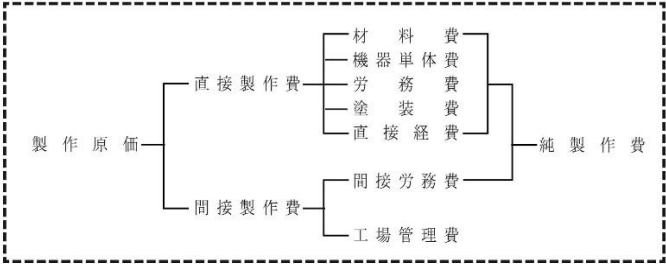
- ① 労務費：工場製作、測量設計委託業務に関する労務費は労務費補正の対象外
- ② 見積施工単価：労務費、機械経費が区分できない場合は労務費、機械経費（賃料）補正の対象外
- ③ 製作原価に係る範囲（下図参照）については全ての補正の対象外

【機械設備工事】



凡例： 製作原価 補正対象外の範囲

1 製作原価



2. 1. 4 電気設備・下水道電気設備

補正は労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費率、現場管理費率を対象とする。なお、施工パッケージ、土木工事標準単価については下記により補正を行う。

施工パッケージ：積算地区単価における労務費、機械経費（賃料）、土木工事標準単価について補正
 土木工事標準単価：建設物価調査会が発刊する「土木コスト情報」及び経済調査会が発刊する「土木施工単価」に掲載の各達成状況に応じた単価を適用

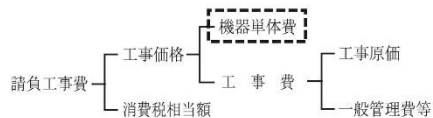
ただし、下記については補正の対象外とする。

- ① 労務費：工場製作、測量設計委託業務に関する労務費は労務費補正の対象外
- ② 見積施工単価：労務費、機械経費が区分できない場合は労務費、機械経費（賃料）補正の対象外
- ③ 機器単体費及び工場製作原価に係る範囲（下図参照）については全ての補正の対象外

【電気設備工事】

凡例： 補正対象外の範囲

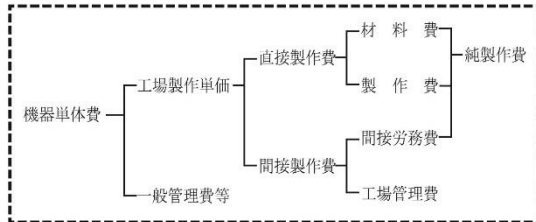
(1) 一般工事



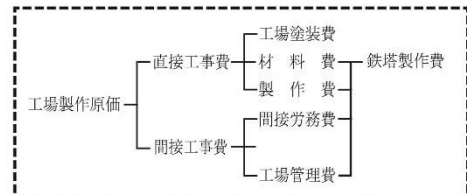
(2) 鉄塔・反射板工事



(イ) 機器単体費の内訳



(イ) 工場製作原価の内訳



2. 2 週休2日補正係数

2. 2. 1 一般公共（港湾工事4工種除く）、機械設備、下水道機械設備、電気設備、下水道電気設備

補正係数	土日現場閉所の達成状況		
	4週8休以上 (100%)	4週7休以上 4週8休未満 (87.5～100%)	4週6休以上 4週7休未満 (75～87.5%)
労務費	1.05	1.03	1.01
機械経費（賃料）	1.04	1.03	1.01
共通仮設費率	1.04	1.03	1.02
現場管理費率	1.06	1.04	1.03

2. 2. 2 一般公共（港湾区工事4工種）

補正係数	土日現場閉所の達成状況		
	4週8休以上 (100%)	4週7休以上 4週8休未満 (87.5～100%)	4週6休以上 4週7休未満 (75～87.5%)
労務費	1.05	—	—
機械経費（賃料）	1.04	—	—
共通仮設費率	1.02	—	—
現場管理費率	1.03	—	—

<参考>

空港に関する事業（空港における機械設備、電気設備は週休2日制対象外）は下記の補正値を適用する。

補正係数	土日現場閉所の達成状況		
	4週8休以上 (100%)	4週7休以上 4週8休未満 (87.5～100%)	4週6休以上 4週7休未満 (75～87.5%)
労務費	1.05	1.03	1.01
機械経費（賃料）	1.04	1.03	1.01
共通仮設費率	1.03	1.02	1.01
現場管理費率	1.04	1.03	1.01

２．２．３ 市場単価（港湾工事４工種除く）

名称	区分	補正係数		
		４週８休以上 (100%)	４週７休以上 ４週８休未満 (87.5～100%)	４週６休以上 ４週７休未満 (75～87.5%)
鉄筋工		1.05	1.03	1.01
ガス圧接工		1.04	1.02	1.01
インターロッキングブロック工	設置	1.02	1.01	1.00
	撤去	1.05	1.03	1.01
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.01	1.01	1.00
	撤去	1.05	1.03	1.01
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.01	1.01	1.00
	撤去	1.05	1.03	1.01
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.04	1.03	1.01
	撤去	1.05	1.03	1.01
防護柵設置工（落石防護柵）		1.02	1.01	1.00
防護柵設置工（落石防止柵）		1.03	1.02	1.01
道路標識設置工	設置	1.01	1.01	1.00
	撤去・移設	1.04	1.03	1.01
道路付属物設置工	設置	1.02	1.01	1.00
	撤去	1.05	1.03	1.01
法面工		1.02	1.01	1.00
吹付砕工		1.03	1.02	1.01
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.03	1.02	1.01
道路植栽工	植樹	1.05	1.03	1.01
	剪定	1.05	1.03	1.01
公園植栽工		1.05	1.03	1.01
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.02	1.01	1.00
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.04	1.02	1.01
橋面防水工		1.02	1.01	1.00
薄層カラー舗装工		1.01	1.00	1.00
グルーピング工		1.01	1.01	1.00
軟弱地盤処理工		1.02	1.01	1.00
コンクリート表面処理工 （ウォータージェット工）		1.01	1.01	1.00

〈参考〉

空港に関する事業（空港における機械設備、電気設備は週休２日制対象外）における、市場単価の週休２日補正係数は表２．２．３市場単価（港湾工事４工種除く）を適用する。

2. 2. 4 市場単価（港湾工事4種）

名称	補正係数		
	4週8休以上 (100%)	4週7休以上 4週8休未満 (87.5～100%)	4週6休以上 4週7休未満 (75～87.5%)
底面工	1.04	—	—
マット工（アスファルトマット設置 ・ゴム系マット設置）	1.01	—	—
支保工	1.05	—	—
足場工	1.03	—	—
鉄筋工	1.05	—	—
吊鉄筋工	1.05	—	—
型枠工	1.04	—	—
コンクリート打設工（ポンプ車打設）	1.05	—	—
コンクリート打設工（ポンプ車打設以外）	1.05	—	—
止水板工	1.05	—	—
上蓋工	1.05	—	—
伸縮目地工	1.03	—	—
係船柱取付	1.05	—	—
防舷材取付	1.05	—	—
車止・縁金物取付	1.05	—	—
係船柱撤去	1.05	—	—
防舷材撤去	1.05	—	—
車止撤去	1.05	—	—
電気防食取付	1.05	—	—
防砂目地板取付工（陸上施工）	1.05	—	—
防砂目地板取付工（水中施工）	1.04	—	—
吸出し防止工（陸上施工・海上施工）	1.04	—	—
港湾構造物塗装工（係船柱・車止・縁金物）	1.04	—	—
ペトロラタム被覆	1.05	—	—
現場鋼材溶接・切断工 （陸上施工・海上施工）	1.05	—	—
現場鋼材溶接・切断工（水中施工）	1.05	—	—
かき落とし工	1.05	—	—
汚濁防止膜設置・撤去・移設	1.04	—	—
汚濁防止設置・撤去	1.03	—	—
灯浮標設置・撤去	1.04	—	—
汚濁防止膜保守管理（海上目視点検作業 船あり・水中目視点検）	1.01	—	—
汚濁防止膜保守管理 （海上目視点検作業船なし）	1.05	—	—
異形ブロック製作 型枠工	1.05	—	—
異形ブロック製作 コンクリート打設工	1.05	—	—
異形ブロック製作 給熱養生	1.04	—	—

2. 2. 5 市場単価（下水道）

名称	補正係数		
	4 週 8 休以上 (100%)	4 週 7 休以上 4 週 8 休未満 (87.5～100%)	4 週 6 休以上 4 週 7 休未満 (75～87.5%)
硬質塩化ビニル管設置工	1.03	1.02	1.01
リブ付硬質塩化ビニル管設置工	1.03	1.02	1.01
砂基礎工（人力施工）	1.05	1.02	1.01
砂基礎工（機械施工）	1.05	1.03	1.01
砕石基礎工（人力施工）	1.05	1.03	1.01
砕石基礎工（機械施工）	1.05	1.03	1.01
組立マンホール設置工	1.05	1.03	1.01
小形マンホール工	1.01	1.00	1.00
取付管およびます設置工（ます設置工）	1.01	1.01	1.00
取付管およびます設置工 （取付管布設及び支管取付工）	1.02	1.01	1.00

2. 3 補正方法等

2. 3. 1 補正方法

（1）労務費・機械経費（賃料）、市場単価の補正について

労務単価、機械賃料単価、市場単価に 2. 2 に示す補正係数を乗じる。

（市場単価の補正式）

週休 2 日補正後の市場単価＝市場単価×週休 2 日の補正係数

【補足説明 1】加算率・補正係数による割増について

市場単価は施工条件により、加算率・補正係数による割増が適用される場合がある。

加算率・補正係数の種類は工種により異なるが、週休 2 日の補正と加算率・補正係数による割増を同時に適用する場合は以下の補正式で補正済み単価を算出する。

$$\text{加算率・補正係数補正後の市場単価} = \text{週休 2 日補正後の市場単価} \times (1 + S_o \text{ or } S_1 \text{ or } \dots S_x / 100) \times (K_1 \times K_2 \times \dots \times K_x)$$

【補足説明 2】加算額について

市場単価は施工条件により、加算額が適用される場合がある。

加算額の単価の構成（機・労・材）は工種により異なるが、単価の構成に労務費等が含まれる場合は、加算額に対しても週休 2 日の補正を行う。ただし、加算額の単価の構成が材料のみの場合は補正しない。

（2）諸経費率（共通仮設費率、現場管理費率）の補正について

（1）により労務・機械経費（賃料）、市場単価に補正を行った共通仮設費対象額 P' について「土木工事標準積算基準書（共通編）第 I 編②間接工事費 2. 共通仮設費」に基づき、共通仮設費率 Kr' を算出し、Kr' に補正係数を乗じる（Kr''）。共通仮設費対象額 P' に Kr'' を乗じ、共通仮設費率分を算出する。

（1）による労務・機械経費（賃料）、市場単価の補正、上記による共通仮設費の補正を行った現場管理費対象額 Np' について「土木工事標準積算基準書（共通編）第 I 編②間接工事費 3. 現場管理費」に基づき、現場管理費率 Jo' を算出し、Jo' に補正係数を乗じる（Jo''）。現場管理費対象額 Np' に Jo'' を乗じ、現場管理費率分を算出する。

2. 3. 2 端数処理

(1) 労務費、機械経費（賃料）、市場単価の端数処理について

1) 労務費について

週休2日補正を含む補正係数を全て乗じた後、1円単位（1円未満切り捨て）とする。

ただし、港湾請負工事積算基準を適用する工種は、小数第1位四捨五入円止めとする。

2) 機械経費（賃料）について

週休2日補正係数を乗じた後、有効数字4桁目を四捨五入し有効数字3桁とする。

ただし、有効数字4桁目が小数点以下の場合は、小数第1位を切捨て整数止めとする。

3) 市場単価について

週休2日補正係数を乗じた後、1円単位（1円未満切り捨て）とする。

(2) 諸費経費（共通仮設費率、現場管理費率）の端数処理方法について

各率算出時、施工地域補正等係数計上時、週休2日補正計上時のそれぞれで小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。

2. 4 補正適用時期

上記補正については、当初積算時において4週8休以上を達成した場合の補正係数を労務費等に乗じるものとする。なお、現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たないものは、現場閉所の達成状況に応じて設計変更を行う。

様式 36

工 事 履 行 報 告 書

工事名							
工 期	～						
日 付	(月分)						
月 別	予定工程 % () 内は工程 変更後	実施工程 %	休日数 ^{※1}				備考
			対象数 (A)	土日休日数 (B)	平日休日数 (C) ^{※2}	休日計 (D) ^{※3} =B+C	
計			ΣA			ΣD	
(休日取得率)			ΣD/ΣA=〇〇%				
(記事欄)							

※1 休日数は、現場稼働中〔工事着手（現場測量等）前、一時中止期間、工場製作期間、工事完了後等の期間を除く〕の原則土曜日曜の日数とする。悪天候や作業工程等の理由により、平日が現場閉所となり、土曜や日曜に作業を行った場合は、1ヶ月あたり2日を上限として、土曜・日曜の現場閉所日を平日に振り替えることを可能とする。

※2 (C)は土曜・日曜の振り替え日数を計上することとし、上限は2日とする。

※3 (D)の日数は、(D) ≤ (A) となる。

総 括 監督員		主 任 監督員	現 場 技術員

現 場 代理人	主 任 (監理) 技術者